

雇用保険の適用範囲 を拡大します！

- 平成21年4月1日から、短時間就労者、派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が以下のように変わります。
- 現在雇用している労働者の方が適用基準に該当する場合には、新たに公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。

【新】

- 6か月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

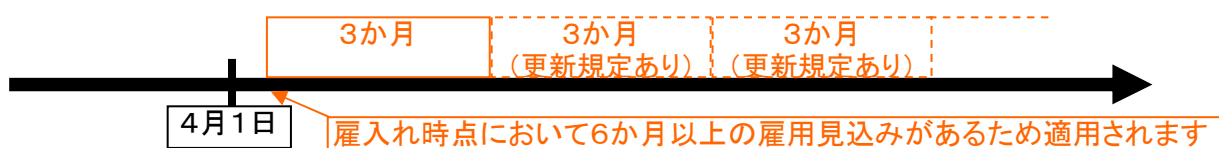


【旧】

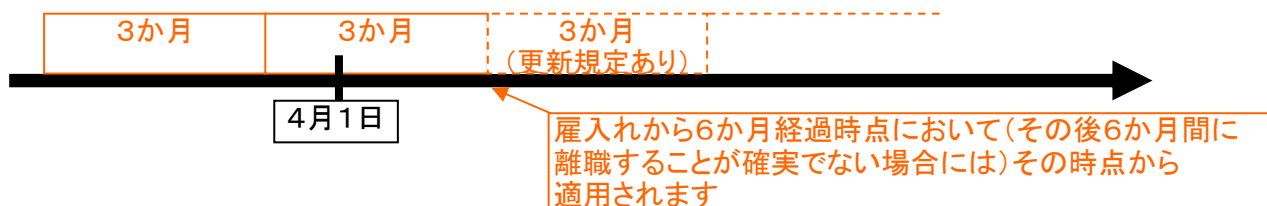
- 1年以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

○ 例えば、次のような方が対象となります。

- ・ 4月1日以降に雇い入れる方



- ・ 4月1日以前から雇われていた方



詳しくは公共職業安定所にお問い合わせください